

### 第3章 旭川市公共施設等総合管理計画の推進

#### 1 管理計画の進め方

管理計画では、平成28(2016)年度から令和21(2039)年度までの期間において、施設保有量の最適化、施設の適切な維持管理、コストの抑制と財源確保、推進体制とマネジメントサイクルの構築の4つの基本方針に基づき、取組を進めることとしていますが、具体的な取組内容については、管理計画の期間を3期に分けた、アクションプログラムとして進めています。

(各アクションプログラムの計画期間)

| 旭川市公共施設等総合管理計画             |                              |                              |
|----------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 平成28～令和21(2016～2039)年度     |                              |                              |
| 第1期                        | 第2期                          | 第3期                          |
| 令和元～令和9年度<br>(2019～2027年度) | 令和10～令和15年度<br>(2028～2033年度) | 令和16～令和21年度<br>(2034～2039年度) |

#### 2 アクションプログラムの構成

アクションプログラムは、本編、施設再編計画、施設保全計画の3つの内容で構成しています。

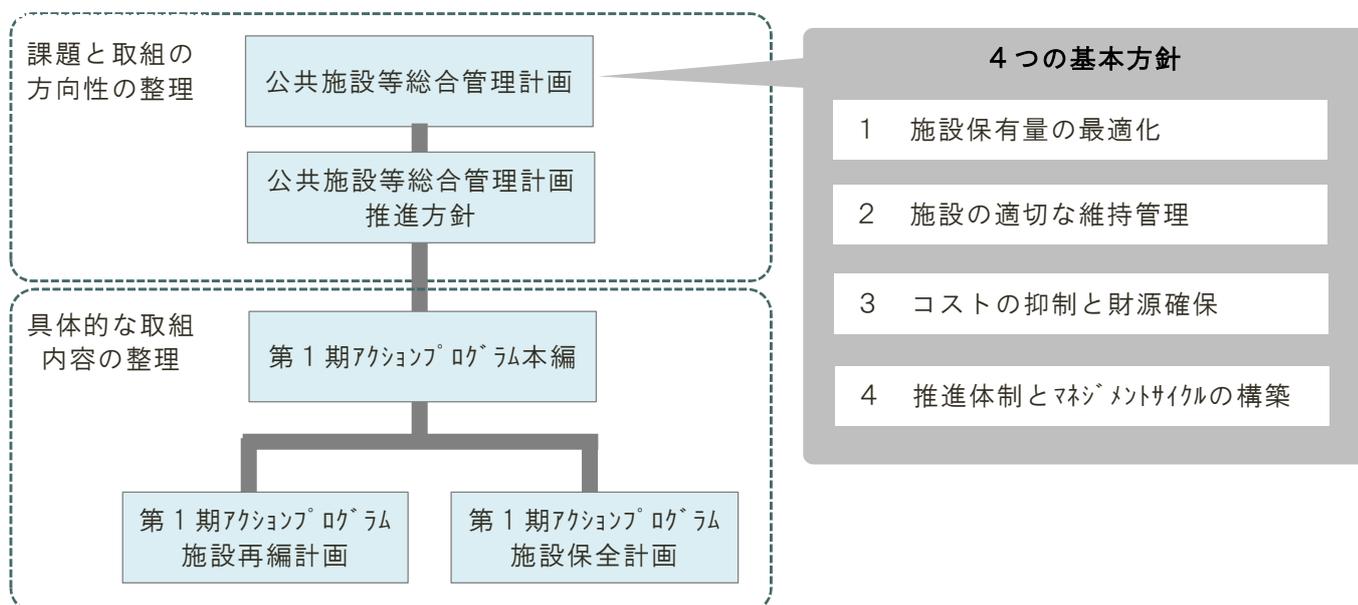
本編は、4つの基本方針について、それぞれの基本的な考え方や重点的に取り組む課題、進め方を整理するものです。

施設再編計画は、基本方針のうち、施設保有量の最適化に関する取組について、施設類型別及び地域まちづくり推進協議会別に、各公共建築物の将来の方向性を整理するものです。

施設保全計画は、基本方針のうち、公共建築物の適切な維持管理に関する取組について、施設類型別に、各公共建築物の主な部材等の更新時期を整理するものです。

計画の見直しについては、本編は各期のアクションプログラム策定時に、施設再編計画と施設保全計画は、施設の検討状況や予算編成作業を踏まえながら行います。

(旭川市公共施設等総合管理計画の構成)



### 3 地域集会施設の活用に関する取組

#### (1) 地域集会施設とは

本市は、市民が多様な活動をするための場所として、ときわ市民ホールや住民センター、公民館などの貸室としての性質を持つ施設を設置しており、管理計画において、それらの施設を集会施設として総称しています。

集会施設には、ときわ市民ホールのように市内全域から利用者が集まる施設、住民センターや公民館のように主に地域住民が利用する施設（以下「地域集会施設」という。）、さらには地域会館として複数の町内会が利用している施設があります。

これらのうち、地域集会施設は、設置条例で見ると令和元年11月に供用開始した緑が丘地域活動センターを含め、6種類34施設があり、比較的規模の大きい施設では、地域包括支援センターを併設するなど、福祉サービスの拠点としても機能しています。

公民館においては、老朽化や耐震性確保の課題を抱えている施設があり、それらに対して、できるだけ建替えを抑制しながら既存施設の活用により対応するため、アクションプログラム本編では、地域集会施設を重点的に取り組む課題としています。

（機能の提供範囲ごとの対象施設）

| 区分                   | 対象施設  | 類似施設  |
|----------------------|---|-------|
| 市内全域に機能を提供           | ときわ市民ホール、勤労者福祉会館、建設労働者福祉センター、市民活動交流センター   | —     |
| 地域集会施設               | 東部住民センター、北部住民センター、永山住民センター、神居住民センター、末広地区センター、豊岡地区センター、忠和地区センター、啓明地区センター、神楽岡地区センター、新旭川地区センター、北星地区センター、春光台地区センター、中央公民館、永山公民館、東旭川公民館、神楽公民館、末広公民館、江丹別公民館、東鷹栖公民館、神居公民館、西神楽公民館、北星公民館、新旭川公民館、春光台公民館、愛宕公民館、東光公民館、西神楽農業構造改善センター、東旭川農村環境改善センター、旭正農業構造改善センター、永山ふれあいセンター、東鷹栖農村活性化センター、末広地域活動センター、東地区体育センター、緑が丘地域活動センター（令和元年11月供用開始） | —     |
| 地域のうち、複数の町内会単位に機能を提供 | 西神居会館、嵐山中央会館、東旭川公民館瑞穂分館、東旭川公民館日の出分館、西神楽公民館就実分館、東鷹栖公民館第1分館、東鷹栖公民館第3分館、東鷹栖公民館第4分館、神居公民館上雨紛分館、緑が丘住民センター、サニータウン貸付地、中島交友会館貸付地、錦はるかぜ公園会館、春光1・2区青少年会館、春光中央青少年福祉会館、春光6区会館（借上げ）  | 地域会館等 |

※地域集会施設として、表に記載している施設のほか、近文生活館、市民生活館を設置していますが、近文生活館、市民生活館についてはアイヌ文化伝承に関する事業を行っており、地域集会施設の取組の対象から除いています。

(地域集会施設の設置根拠・目的)

| 設置根拠  | 施設目的   |
|---|--|
| 旭川市住民センター条例   | 本市は、地域住民の生活、文化及び教養の向上並びに福祉及び健康の増進を図り、もって住みよい地域社会の形成に寄与するため、住民センターを設置する。  |
| 【施設名】 東部住民センター，北部住民センター，永山住民センター，神居住民センター   |  |
| 旭川市地区センター条例   | 本市は、地域住民の生活、文化及び教養の向上並びに福祉及び健康の増進を図り、もって住みよい地域社会の形成に寄与するため、地区センターを設置する。  |
| 【施設名】 末広地区センター，豊岡地区センター，忠和地区センター，啓明地区センター，<br>神楽岡地区センター，新旭川地区センター，北星地区センター，春光台地区センター                    |  |
| 社会教育法及び<br>旭川市公民館条例   | 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の鈍化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 |
| 【施設名】 中央公民館，永山公民館，東旭川公民館，神楽公民館，末広公民館，江丹別公民館，<br>東鷹栖公民館，神居公民館，西神楽公民館，北星公民館，新旭川公民館，春光台公民館，<br>愛宕公民館，東光公民館 |  |
| 旭川市農村地域センター条例   | 本市は、農村地域における生産及び社会活動を支援し、並びに農村と都市との交流の促進を図り、もって本市の農業の振興に資するため、旭川市農村地域センターを設置する。                                |
| 【施設名】 西神楽農業構造改善センター，東旭川農村環境改善センター，旭正農業構造改善センター，<br>永山ふれあいセンター，東鷹栖農村活性化センター                              |  |
| 旭川市地域活動センター条例   | 本市は、地域住民が自主的に地域のために行う非営利の活動を支援するとともに、地域住民の交流及び協働を促進し、もって活力ある地域社会の形成及び地域主体のまちづくりの実現に寄与するため、地域活動センターを設置する。       |
| 【施設名】 末広地域活動センター，緑が丘地域活動センター  |  |
| 旭川市地区体育センター条例   | 本市は、地域住民の心身の健全な発達、健康の増進並びに体育及びスポーツの普及振興を図り、住みよい地域社会を形成するため、地区体育センターを設置する。                                      |
| 【施設名】 東地区体育センター   |  |

## (2) 建物性能の状況

地域集会施設のうち、中央公民館、西神楽公民館、神居公民館、末広公民館は耐震性の確保について課題があります。

管理計画の期間内（平成 28～令和 21 年度）の状況を見ると、その期間に建築後 65 年を経過する施設は 3 施設ですが、多くの地域集会施設（次表の末広公民館から春光台地区センターまでの 29 施設）が建築後 30 年を経過するため、建物性能維持に向けた修繕や改修の必要性が高まります。

さらに、将来を見ると、管理計画の期間内に建築後 30 年を経過する施設 29 施設について、建築後 65 年を経過する時期が集中するため、建替えそのものを抑制する、あるいは建替え時期の分散化を意識することが必要です。

（地域集会施設の現状及び将来推計）

| 施設名           | 現状   |      |      |          |    | 将来推計        |             |
|---------------|------|------|------|----------|----|-------------|-------------|
|               | 建築年度 | 経過年数 | 施設形態 | 延床面積 (㎡) | 耐震 | 建築後 30年経過年度 | 建築後 65年経過年度 |
| 中央公民館         | 1933 | 86   | 単独   | 931.85   | ●  | 1963        | 1998        |
| 西神楽公民館        | 1967 | 52   | 複合   | 432.16   | ●  | 1997        | 2032        |
| 神居公民館         | 1971 | 48   | 複合   | 762.96   | ●  | 2001        | 2036        |
| 末広公民館         | 1979 | 40   | 単独   | 692.82   | ●  | 2009        | 2044        |
| 東部住民センター      | 1982 | 37   | 複合   | 1,113.43 | ○  | 2012        | 2047        |
| 北星公民館         | 1982 | 37   | 単独   | 714.99   | ○  | 2012        | 2047        |
| 新旭川公民館        | 1983 | 36   | 単独   | 723.51   | ○  | 2013        | 2048        |
| 春光台公民館        | 1984 | 35   | 単独   | 746.72   | ○  | 2014        | 2049        |
| 東鷹栖農村活性化センター  | 1984 | 35   | 単独   | 1,345.96 | ○  | 2014        | 2049        |
| 北部住民センター      | 1985 | 34   | 単独   | 1,255.35 | ○  | 2015        | 2050        |
| 永山住民センター      | 1986 | 33   | 単独   | 1,260.08 | ○  | 2016        | 2051        |
| 愛宕公民館         | 1986 | 33   | 単独   | 730.55   | ○  | 2016        | 2051        |
| 神居住民センター      | 1988 | 31   | 単独   | 1,260.08 | ○  | 2018        | 2053        |
| 東光公民館         | 1988 | 31   | 複合   | 553.59   | ○  | 2018        | 2053        |
| 神楽公民館         | 1989 | 30   | 複合   | 3,633.10 | ○  | 2019        | 2054        |
| 末広地区センター      | 1990 | 29   | 単独   | 827.76   | ○  | 2020        | 2055        |
| 東旭川公民館        | 1990 | 29   | 複合   | 778.63   | ○  | 2020        | 2055        |
| 西神楽農業構造改善センター | 1990 | 29   | 単独   | 1,392.07 | ○  | 2020        | 2055        |
| 東旭川農村環境改善センター | 1990 | 29   | 複合   | 1,156.08 | ○  | 2020        | 2055        |
| 豊岡地区センター      | 1991 | 28   | 単独   | 803.56   | ○  | 2021        | 2056        |
| 忠和地区センター      | 1991 | 28   | 単独   | 810.75   | ○  | 2021        | 2056        |
| 東鷹栖公民館        | 1991 | 28   | 単独   | 1,987.08 | ○  | 2021        | 2056        |
| 永山ふれあいセンター    | 1991 | 28   | 単独   | 787.89   | ○  | 2021        | 2056        |
| 東地区体育センター     | 1992 | 27   | 単独   | 1,102.72 | ○  | 2022        | 2057        |
| 永山公民館         | 1994 | 25   | 複合   | 2,510.10 | ○  | 2024        | 2059        |
| 旭正農業構造改善センター  | 1994 | 25   | 単独   | 418.94   | ○  | 2024        | 2059        |
| 啓明地区センター      | 1996 | 23   | 単独   | 820.36   | ○  | 2026        | 2061        |
| 神楽岡地区センター     | 1998 | 21   | 単独   | 830.74   | ○  | 2028        | 2063        |
| 新旭川地区センター     | 1999 | 20   | 単独   | 827.63   | ○  | 2029        | 2064        |
| 江丹別公民館        | 2000 | 19   | 複合   | 605.89   | ○  | 2030        | 2065        |
| 北星地区センター      | 2001 | 18   | 単独   | 850.78   | ○  | 2031        | 2066        |
| 春光台地区センター     | 2001 | 18   | 単独   | 1,101.15 | ○  | 2031        | 2066        |
| 末広地域活動センター    | 2014 | 5    | 単独   | 763.12   | ○  | 2044        | 2079        |
| 緑が丘地域活動センター   | 2019 | -    | 複合   | 1,022.01 | ○  | 2049        | 2084        |

※耐震について、「○は耐震性あり」「●は耐震性なし又は耐震性未把握」としている。

(参考：建替え費用及び改修費用のシミュレーション)

管理計画の策定作業において、総務省ホームページで公開されている「公共施設更新費用試算ソフト（平成 25 年度）」を使用して、公共施設等に係る中長期的な経費の見込みを試算しています。

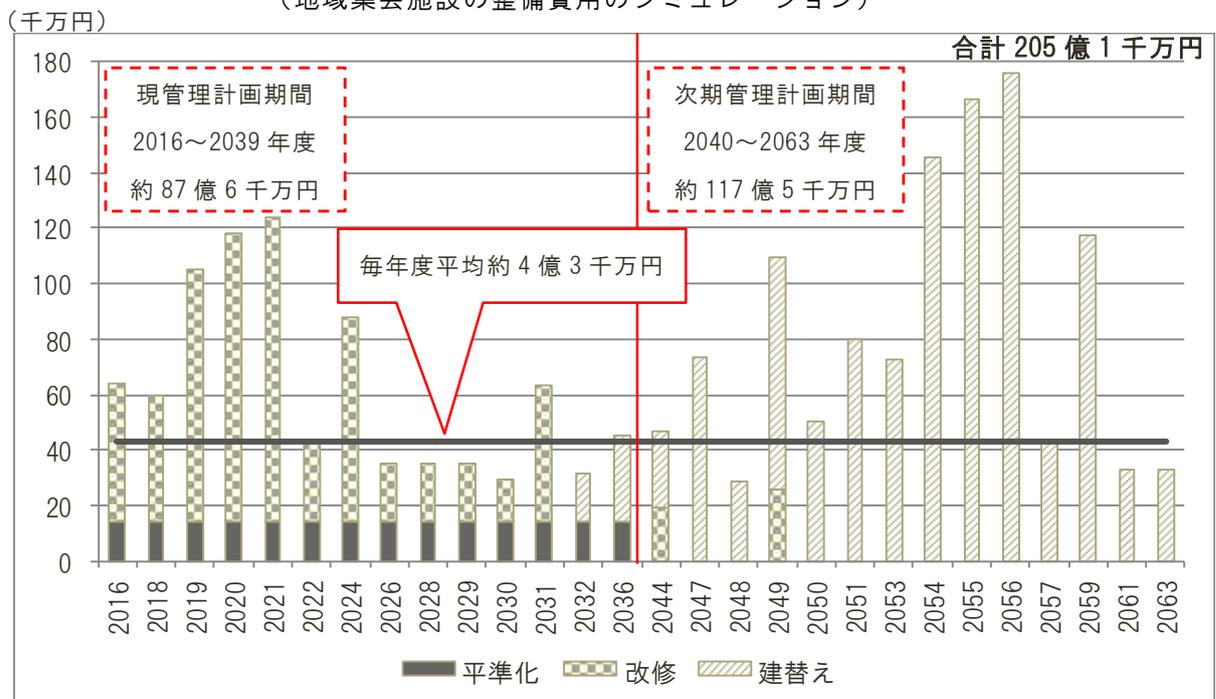
公共建築物については、建築後 30 年で大規模改修としており、集会施設 1 ㎡当たりの単価は、それぞれ、大規模改修が 25 万円/㎡、建替えを 40 万円/㎡としています。

それらをもとに、現行の各施設をそのまま保有し続けると仮定した場合、地域集会施設に関する現管理計画及び次期管理計画の期間内に想定される建替え費用及び改修費用は次表のとおりです。

| 平成 28～令和 21 年度（2016～2039 年度）                |   | 令和 22～令和 45 年度（2040～2063 年度）             |  |
|---|---|--|--|
| 建築後 30 年経過                                  | 建築後 65 年経過                                | 建築後 30 年経過                               | 建築後 65 年経過                               |
| 29 施設 31,642.31 ㎡<br>改修費用総額<br>約 79 億 1 千万円 | 3 施設 2,126.97 ㎡<br>建替え費用総額<br>約 8 億 5 千万円 | 2 施設 1,783.12 ㎡<br>改修費用総額<br>約 4 億 5 千万円 | 25 施設 28,256.86 ㎡<br>建替え費用総額<br>約 113 億円 |
| 約 87 億 6 千万円                                |   | 約 117 億 5 千万円                            |  |

建替え費用及び改修費用のみで、平成 28（2016）年からの 48 年間で約 205 億 1 千万円、毎年度 4 億 3 千万円が必要になります。

(地域集会施設の整備費用のシミュレーション)



※2015 年度までの整備費用は、現管理計画期間の各年度に平準化しています。

### (3) 取組の必要性

地域集会施設は、市民が多様な活動をするための場所として、その機能を提供しており、まちの活力を維持し、向上させるためにも、将来にわたり必要な施設ですが、既に、建築年数経過による老朽化や耐震性の確保等の課題がある施設が3割程度あり、その対応策を検討することが必要です。

これまでは、それらへの対応として、建替えや大規模改修を基本としてきましたが、少子高齢化及び人口減少の進行や公共施設を保有することに伴う財政的な負担により、建替え等について、より慎重に考えざるを得ない状況にあります。

そのため、将来にわたり保有し続ける施設を見極め、それらの施設を効率的に活用することにより、市民サービスの維持向上と財政負担の軽減を図っていくことが必要です。

### (4) 活用に関する取組

地域集会施設に関する取組は、施設再編計画の策定作業と連動して平成29年度から検討を進めており、これまで、市内各地域における意見交換会の実施や意見提出手続などの市民参加の取組を経ながら、取組の方向性や主な検討事項とその考え方をまとめた、「地域集会施設の活用方針（以下「活用方針」という。）」を平成31年2月に策定しています。

また、この活用方針をもとに、具体的な取組内容を整理した、「地域集会施設の活用に関する実施計画（以下「実施計画」という。）」を令和元年8月に策定しています。

### (5) 実施計画の概要

#### ア 基本的な考え方

活用方針を踏まえ、実施計画において具体的な取組内容を整理する上で必要な事項を、基本的な考え方としてまとめています。

#### (7) 地域集会施設の機能及び事業

地域集会施設のうち、地域活動センターと公民館では事業に関する規定を設けており、これらの施設では、貸室機能と事業が密接に関わっています。特に公民館は社会教育法に基づく専用施設となっています。

それぞれの事業の内容は、地域自治の推進や生涯学習の振興に必要な取組であり、今後も事業を継続し、さらに市内全域に広げていくためには、一部の施設類型でのみ実施している貸室機能と事業が密接に関わっている運用を見直し、全ての地域集会施設において、それぞれの貸室機能を活用して事業を実施できる環境とすることが、老朽化施設への対応の点からも効率的な取組です。

そのため、地域活動に関する取組や社会教育法第22条に規定する事業を、どの地域集会施設においても実施することができるよう、段階的に取組を進めます。

参考：事業に関する規定

| 旭川市地域活動センター条例第3条   | 社会教育法第22条  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動に関する情報の収集及び提供</li> <li>・地域活動に参加する機会の提供</li> <li>・地域活動に関する交流及び協働の促進</li> <li>・その他市長が必要と認める事業</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期講座を開設すること</li> <li>・討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること</li> <li>・図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること</li> <li>・体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること</li> <li>・各種の団体、機関等の連絡を図ること</li> <li>・その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること</li> </ul> |

(4) 公民館の位置付け及び生涯学習活動の場の確保

公民館は、社会教育法第23条で営利を目的とした事業などの禁止事項等があることから、地域集会施設の共通基盤化による施設の効率的な活用を図るため、法に基づく公民館の位置付けを持たない施設とすることについて検討します。

あわせて、全ての地域集会施設において、生涯学習の振興に係る事業の実施を確保していくための推進体制等について検討します。

参考：社会教育法第23条 公民館の運営方針

|   |
|---|
| <p>第二十三条 公民館は、次の行為を行ってはならない。</p> <p>一 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。</p> <p>二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。</p> <p>2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。</p> |
|---|

(7) 進め方

全ての地域集会施設において、地域自治の推進や生涯学習の振興に関するものも含めて、多様な利用目的に対応できる環境とするため、各種見直しや事業構築を進めていくことが必要です。その際、現在の利用者に対して、活動場所の確保などの影響ができるだけ生じないように、現状を踏まえて段階的に実施します。

第1段階は、令和2年度からの実施を予定しており、その後の運用状況等も踏まえながら、必要に応じて実施計画を修正し、概ね令和6年度を目途に第2段階（将来像）へ移行します。

## ～ 将来像 ～

**全ての地域集会施設において、地域自治の推進や生涯学習の振興に関するものも含めて、多様な利用目的に対応できる環境の整備**

|  |   |
|--|---|
| 現<br>状   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○貸室機能と事業が密接に関わっている施設と貸室機能のみの施設が混在している。</li> <li>○公民館については、他の地域集会施設と比べて、利用者負担額と減免の扱いが異なっている。</li> </ul>   |
| 第<br>1<br>段<br>階<br>に<br>向<br>け<br>た<br>主<br>な<br>取<br>組 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設の開館時間及び休館日の見直しの検討。</li> <li>○利用者負担額の改定（部屋の広さに応じた共通使用料（利用料金施設においては、利用料金の上限額）の導入）。</li> <li>○市民委員会、町内会、地域自治団体を対象とする減免の見直しについて検討。</li> <li>○公民館の運用の見直しにより、飲食の扱いを検討。</li> </ul>   |
| <b>第1段階（令和2（2020）年度～）</b>                                |   |
| 第<br>2<br>段<br>階<br>に<br>向<br>け<br>た<br>主<br>な<br>取<br>組 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○社会教育法に基づく公民館の位置付けを持たないことを含めて、施設類型（設置目的を含む。）と施設名称の見直しを検討。</li> <li>○全ての地域集会施設において、地域活動センター及び公民館が行う事業の実施を検討。</li> <li>○利用者負担額の改定。</li> <li>○社会教育団体、社会福祉団体、農業団体、生涯学習活動団体について、減免等に関する審査認定基準を作成し、順次、対象団体の登録等を実施。</li> <li>○減免等の対象団体は、いずれの地域集会施設を利用しても、減免等の適用となる運用を検討。</li> <li>○公民館について、社会教育法に基づく位置付けを持たない場合は、営利を目的とした利用を緩和する等、禁止事項についての見直しを検討。</li> </ul> |
| <b>第2段階（令和6（2024）年度～）</b>                                |   |

## イ 施設の効率的な活用に向けた取組の考え方

### (7) 将来像を見据えた段階的な取組の検討

将来、全ての地域集会施設において、地域自治の推進や生涯学習の振興に関するものも含めて、多様な利用目的に対応できる環境を整備していくためには、現行の利用者負担額や減免の扱いなどについて、できるだけ考え方をそろえていくことが必要となることから、段階的に各種見直しを進めます。

### (i) 市が明確に定める部分と指定管理者に委ねる部分

受益者負担割合の見直しや部屋の広さに応じた共通使用料の設定等により、ほぼ全ての貸室において、利用者負担額が変わります。また、減免についても、段階的に見直しを進めます。このため、施設管理者と利用者の中で混乱が生じないように、利用者負担額に関する事項については、市が明確に基準を設けます。

施設運用に関する事項は、地域の状況や施設の利用実態を踏まえて、全日を通した利用や午後の時間の分割利用等の時間帯区分、開館時間などについて、指定管理者が対応できるようにします。

### (ii) 管理運営手法

地域集会施設の管理運営形態は、直営と指定管理者制度（使用料又は利用料金制度）に分かれています。直営の地域集会施設については、地域における受け皿団体の状況や市民サービスへの影響等を考慮しながら、指定管理者制度への移行を検討します。

### (i) 指定管理業務委託料の見直し

指定管理者制度（利用料金制度）で管理運営を行っている施設は、受益者負担割合の見直しにより、委託料の増額が必要となります。

ウ 第1段階に向けた具体的取組内容

| (ア) 開館時間及び休館日 |   |
|---------------|---|
| 現 状           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれの施設類型も、開館時間は午前9時から午後10時までとなっています。</li> <li>・休館日については、年末年始や祝日の扱いが異なります。</li> </ul>  |
| 取 組           | <ul style="list-style-type: none"> <li>○住民センター、地区センター及び地域活動センターについて、午後9時までの開館とします。なお、臨時的に午後10時までの開館も可能とします。</li> <li>○年末年始については、12月30日から翌年の1月4日までを休館日とし、その他祝日の扱いについて検討します。</li> </ul> |

| (イ) 使用料及び利用料金の設定基準等 |  |
|---------------------|--|
| 現 状                 | <p><b>【貸室区分】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設類型ごとに名称や区分の考え方が異なっており、公民館のみ、部屋の広さに応じて、使用料を設定しています。</li> </ul>   |
|                     | <p><b>【利用時間帯区分】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・末広地域活動センターを除き、午前(9時～12時)・午後(13時～17時)・夜間(18～22時)の3区分で設定しています。</li> </ul>  |
|                     | <p><b>【使用料及び利用料金】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民センター、地区センター、地域活動センター及び地区体育センターについては、貸室及び共用部分に関するコストの負担割合を「市費負担割合0%：受益者負担割合100%」、公民館及び農村地域センターについては、「市費負担割合50%：受益者負担割合50%」に基づき設定することとしています。現行の公民館及び農村地域センターの使用料は、その設定基準よりも低い状況にあります。</li> </ul> |
| 取 組                 | <p><b>【貸室区分】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○多目的の貸室について、部屋の広さに応じた共通使用料(利用料金施設においては、利用料金の上限額)を設定します。</li> </ul>   |
|                     | <p><b>【利用時間帯区分】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○当面3区分を基本としながら、現行の時間帯区分を継続します。なお、部屋の広さや利用状況に応じて、午後の時間帯の分割などの運用が可能となるよう検討します。</li> </ul>   |
|                     | <p><b>【使用料及び利用料金】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針(改訂版)」における「市費負担割合50%：受益者負担割合50%」の考えに基づき使用料を設定することとし、利用者負担額を改定します。</li> <li>○利用者負担額の改定は、改定料金の上限を改定前の1.5倍としています。公民館等においては、1回の改定で目安額まで到達することが困難であるため、複数回の改定を行います。</li> </ul>    |

| (ウ) 減免          |  |
|-----------------|--|
| 現 状             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公民館及び農村地域センターでは、市が規則で減免対象を規定しているほか、地域活動センターでは、条例の利用料金設定基準において、一般と地域活動団体が利用する際のそれぞれの額を規定しています。</li> <li>・ 公民館については、施設利用者の大多数が減免対象となっています。</li> </ul>   |
| 取 組             | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用者が固定化したり、負担の公平性が損なわれたりすることのないよう、減免は真にやむを得ないものに限定することを基本とします。</li> <li>○ 全ての地域集会施設について、利用者負担額を「市費負担割合 50% : 受益者負担割合 50%」に基づき設定するため、施設によっては、大幅に料金が下がることから、市民委員会、町内会、地域自治団体を対象とする減免の見直しについて検討します。</li> </ul> |
| (エ) その他運用に関すること |  |
| 現 状             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公民館では、社会教育法第 23 条に禁止事項が規定されているほか、運営において、飲食を伴う部屋の利用を制限しています。</li> <li>・ 飲食については、公民館以外に利用できる施設がない地域も一部にあり、公民館利用者のアンケート調査でも、飲食を許容する意見が、全体のうち約 4 割を占めています。</li> </ul>   |
| 取 組             | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公民館の運用の見直しにより、飲食の扱いを検討します。</li> </ul>   |